

(H31.3.14 大阪家裁)

入庁検査運用の概要

第1 玄関等の運用の概要

1 正面玄関（入庁検査実施場所）

平日の [] から [] まで、一般来庁者の入退庁利用可とする（従前と変更なし。）。

2 南玄関及び東側南出入口

常時閉鎖する。

3 東側北出入口（夜間通用口）

常時閉鎖する。ただし、平日の [] 以降の退庁のみ利用可とする。

なお、毎月第2及び第4火曜日（1月及び4月の第2火曜日、8月の第2、第4火曜日及び12月の第4火曜日を除く。）については、午後6時30分まで家事手続案内及び受付を実施していることから、実施日の [] から [] までの間、当該利用者のみ入庁利用可とする。

第2 検査の実施概要

1 所持品検査は、民間警備員（以下「警備員」という。）において、以下のとおり行う。

(1) 所持品検査の実施方法

[] 金属探知機及び [] を使用した所持品検査を正面玄関において実施する。

正面玄関に設置された左右の自動扉のうち、東側の自動扉を入口専用とし、西側の自動扉を出口専用とする。正面玄関ホールに [] 金属探知機及び [] 各1台を設置し、所持品検査対象者は、それぞれの装置による所持品検査を行うほか、[]

(2) 所持品検査除外者

[]
[]